



くるめ市民活動 パートナーシップ基金

第1回くるめ市民活動パートナーシップ基金助成事業

【公募要項】

絆を土台に、パートナーシップで久留米の挑戦を支え続ける助成事業

公益財団法人ちくご川コミュニティ財団

【くるめ市民活動パートナーシップ基金について】

久留米市内では、子ども・若者の居場所づくり、高齢者の見守り、地域コミュニティづくり、文化・芸術活動、防災・防犯、地域の賑わいづくりなど、多様な市民活動が地域を支えています。

一方で、多くの市民活動団体は、資金不足、担い手不足、広報の難しさなどの課題を抱えながら活動を継続しています。こうした地域の挑戦を一度きりの応援で終わらず、継続的に支える仕組みとして、久留米市と連携し、市民・企業等からの寄付を地域の活動につなぐ「くるめ市民活動パートナーシップ基金」を立ち上げました。

本助成事業は、同基金を活用し、久留米市内で活動する市民活動団体の取組を支援するものです。また、久留米市の「市民活動・絆づくり推進事業費補助金」による支援を受けた団体が、その成果を踏まえ、活動の継続・発展を図るための支援として位置づけ、同補助金に採択経験のある団体を対象とします。

本助成事業では、地域にある思い、信頼、共感といった「絆」を土台に、市民・企業・行政・地域住民等が市民活動を支えるパートナーとして関わる仕組みを育てることを目指します。ここでいうパートナーシップとは、寄付による資金的な支援だけでなく、広報協力、応援メッセージ、場や専門性の提供、団体同士の連携など、市民活動を多様な形で支える関わりを指します。

本助成事業が目指す成果

事業全体として、次の状態を5年後の中期アウトカムとして目指します。

久留米市において、地域にある絆や共感を土台に、市民活動団体・地域住民・企業・行政等の多様なパートナーシップが生まれ、地域課題の解決と地域の活力・持続可能性の向上につながっている。

さらに10年後には、市民活動を地域全体で支える文化と資金循環が根づき、多様な主体のパートナーシップによって、地域課題の解決と地域の持続可能性が高まり続けている状態を目指します。

申請事業の領域

申請にあたっては、A. 人を支える活動、B. 人と地域をつなぐ活動、C. 地域の魅力を育む活動のうち、申請事業が該当する領域を選択してください。

これらの領域は、特定分野の活動のみを優先するものではなく、申請事業を整理するための視点です。

複数の領域に該当する場合は、複数選択することができます。

区分	名称	内容
A	人を支える活動	困りごとや孤立を抱える人が、身近な地域で支援やつながりを得られる機会を広げる取組。
B	人と地域をつなぐ活動	住民・団体・世代・立場を超えたつながりが生まれ、地域活動への参加や支え合いの機会を広げる取組。
C	地域の魅力を育む活動	地域資源・文化・自然・歴史・賑わい等を活かした取組により、地域への関心や愛着、交流の機会を育む取組。

1. 対象団体

以下の＜1＞から＜4＞のすべてを満たしている団体を対象とします。

＜1＞活動地域

- 主として久留米市内において活動する団体であること。

＜2＞絆補助金の採択経験

- 久留米市の「市民活動・絆づくり推進事業費補助金」に採択された経験がある団体であること。

＜3＞助成対象活動

- 久留米市内の地域課題の解決や地域の活力・持続可能性の向上につながる市民活動であること。
- A. 人を支える活動、B. 人と地域をつなぐ活動、C. 地域の魅力を育む活動のいずれか、または複数の領域に該当する取組であること。

＜4＞第三者機関による認証等

（1）公益活動をする団体として、以下のいずれかに登録又は活動実態を確認できること。

- ・公益事業コミュニティサイト「CANPAN」
- ・自治体の公益団体登録、ボランティア団体登録、市民活動団体登録等
- ・大学等教育機関で認定された活動団体
- ・社会福祉協議会のボランティア団体登録等
- ・その他、団体規約、活動実績、会計資料、広報物等により活動実態を確認できる団体

(2) 前項(1)を満たすことができない場合、申請内容や必要に応じたヒアリング等により、公益性、活動実態、地域からの共感やつながりの可能性を確認します。

法人格は問わない。

※対象とならない活動団体

- ・ 営利を主たる目的とする活動団体
- ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動団体
- ・ 反社会的勢力と関係のある活動団体
- ・ 法令、公序良俗に反する活動を行う団体

※財団との利害関係者の応募制限

本助成事業では、選考の公平性・公正性を確保するため、当財団の理事、監事、評議員その他これらに準ずる者が、申請団体の役員等を兼ねている場合は応募できません。

また、過去に当財団の理事、監事、評議員その他これらに準ずる者であった者が申請団体の役員等を兼ねていた場合、当該役員等の退任後6カ月を経過しない間は、当該団体による応募はできません。

2. 助成対象期間

- 2026年9月1日から2027年2月28日までに実施・完了する事業。
- 採択通知前に実施した事業経費は、原則として助成対象外とします。
- 採択後、助成金交付に関する確認書の取り交わし及び請求書の提出等を経て、助成金を交付します。

3. 助成金額

- 1団体あたり上限30万円
- 採択団体数は5団体程度を予定

※助成総額は100万円程度を想定していますが、寄付等の状況や審査結果により変更となる場合があります。

4. 助成内容（助成対象費目）

本助成事業の実施に必要な人件費・物件費等を対象とします。

【助成対象経費の例】

- 人件費、講師謝金、スタッフ旅費（スタッフ旅費は必要に応じて算出）
- 消耗品費、備品購入費、原材料費、食材費
- 燃料費、光熱水費、通信運搬費
- 広告費、印刷製本費、手数料、保険料
- 会場等の使用料及び賃借料
- その他、助成事業の実施に必要と認められる経費

※団体の構成員が講師を務める場合は、その人が適任者である旨の説明が必要です。（説明内容：資格や講師としての実績と、なぜこの事業にその方が必要なのかを書いたものを、お一人ずつご記入願います。ただし、その方が既に有償で雇用されている場合は助成対象外です。）

※事業との関連性や必要性が明確でない経費、団体の恒常的な運営のみを目的とする経費、個人への利益供与とみなされる経費等は対象外となる場合があります。

5. 自主財源の充当や他の補助金・助成金の獲得について

本助成事業の実施にあたり、自主財源を充当する割合について指定はありません。

ただし、同一事業について、久留米市の他の補助金との重複助成はできません。費目が異なる場合であっても、同一事業に対して久留米市の他の補助金を受けることはできません。

一方で、民間助成金その他の助成金等については、同一事業であっても、同一費目に対する重複助成とならない場合は併用できるものとします。他からの補助金・助成金等の交付が決定した場合、又は申請予定がある場合は、当財団まで速やかにご連絡ください。

6. 選考基準

選考は外部有識者等を含む審査委員会によって行います。主な選考基準は以下のとおりです。

- (1) 本助成事業の趣旨と条件に合致しているか。
- (2) 久留米市内の地域課題や地域のニーズを的確に踏まえているか。

- (3) 申請事業が、A・B・Cの領域のいずれか、または複数の領域に位置づけられ、地域課題の解決や地域の活力・持続可能性の向上につながる内容となっているか。
- (4) 事業計画、実施体制、収支計画が具体的で、実現可能性があるか。
- (5) 本助成事業の情報や成果が発信され、共感や支援の輪を広げる可能性があるか。
- (6) 助成期間終了後も、活動の継続や発展につながる可能性があるか。

7. 助成の申請方法について

<1> 申請期間

2026年7月15日（水）から2026年8月5日（水）17時必着

<2> 申請方法：下記書類提出

- ① 助成事業申請書
 - ② 誓約書
 - ③ 団体の概要が分かる資料（団体紹介冊子、活動報告書、新聞記事等がある場合）
- ※③のみ任意

<3> 提出先

下記のURLから申請を行ってください。

<https://app.jibun-apps.jp/form/01fa1530-5efb-4a9d-a752-082d3da4a5e2/new>

※入力方法および留意点は、「別紙1.申請フォームの入力～申請受付完了までの流れ」をご参照ください。

※メールアドレスの入力が必要です。迷惑メール対策をされている方は、「@c-comfund.com」からのメールを受信できるように設定をお願いします。

※申請フォームでの提出が難しい場合は、提出方法について個別にご案内しますので、事前にお問い合わせ先までご連絡ください。

8. 公募・選考スケジュール

時期	内容
2026 年 7 月 15 日（水）	公募開始
2026 年 8 月 5 日（水） 17 時	申請締切
2026 年 8 月上旬	事務局による申請書類チェック（必要に応じて申請団体とのやり取り）
2026 年 8 月中旬～下旬	審査委員による書類審査
2026 年 8 月下旬のいずれか	選定委員会、採択団体決定
2026 年 8 月下旬～9 月上旬	採否結果通知
2026 年 9 月上旬～中旬	助成金交付予定

※上記スケジュールは予定であり、状況により変更となる場合があります。

9. 選考方法・結果通知等

<1> 選考方法

ちくご川コミュニティ財団の審査委員会（学識経験者、NPO 関係者などの外部有識者等により構成）で審査・選考し、当財団の理事会の承認をもって決定します。審査委員会は申請書類等の情報をもとに合議の上、採択の可否と助成限度額を決定します。

<2> 選考協力等

前項<2>に記載のように所定の申請書類に加え、詳しい書類・資料等の提出、ヒアリング、面接、現地訪問等を依頼する場合があります。

<3> 結果通知

結果は決定後、応募者各位宛てにメールで通知します。採択結果は、ちくご川コミュニティ財団のホームページや SNS 等で公表します。

なお、選考に関する個別のお問い合わせには回答いたしかねますのでご了承ください。

10. 助成決定後の義務・条件

<1> 助成金交付に関する確認書の提出

選考の結果、採択団体となられた場合は、ちくご川コミュニティ財団と所定の「助成金交付に関する確認書」を取り交わし、これにより事業の経過報告、完了報告、収支会計報告、使途変更等の事前相談手続等の義務を負っていただきます。

<2> 事業の報告義務

助成金交付後、事業の実施状況の確認のため、訪問・面談・電話・オンライン会議等で連絡し、必要に応じて事業進捗を確認させていただく場合があります。

また、適正な助成事業の実施状況を確認するとともに、採択団体の活動内容や現場の状況を当財団が学ばせていただく機会として、活動現場の見学や視察をお願いする場合があります。

なお、事業の経過や完了報告については、当財団のウェブサイト、SNS、年次活動報告書、ニュースレター等で公開する場合があります。

<3> 広報協力について

助成金活用の可視化と広報促進のため、「くるめ市民活動パートナーシップ基金」による助成事業である旨を明記してください。

例) チラシなどの紙媒体、HP や SNS などインターネット上での情報発信、助成事業で制作する物品など

<4> 目録贈呈式、報告会等への参加

採択団体は、事業年度内に予定している助成金目録贈呈式および助成事業終了後に開催する事業報告会に必ずご参加ください。また、必要に応じて実施する勉強会・相談会等についても、可能な範囲でご参加ください。

11. 助成決定事業の事業内容変更や中止について

<1> 助成内容の変更や中止

助成決定事業を途中で変更または中止する場合、変更理由書または中止理由書を提出し、ちくご川コミュニティ財団の承認を事前に受ける必要があります。

<2> 助成申請の取り下げ

助成決定事業の助成金受け取りを取り下げる場合、ちくご川コミュニティ財団に相談の上、所定の書類を提出してください。

12. 助成金の助成方法

<1> 前払い

採択団体の希望に応じて、事業実施前に助成決定金額を全額、助成団体の指定口座に前払いします。前払いを希望する採択団体は、助成決定後に所定の「請求書」を提出してください。

<2> 精算払い

助成事業の終了後、所定の期日までに事業報告書、会計報告書、領収量の写し、事業実施状況が分かる資料等をご提出いただきます。当財団において提出書類の内容を確認した上で、助成決定金額を上限として、助成対象経費として認められる支出額を助成します。

団体の指定口座への振込は、必要書類の提出および内容確認後、順次行います。なお、提出書類の不備や確認事項がある場合、又は助成対象経費の確認に時間を要する場合は、振込までに時間がかかることがあります。

※前払いを実施した団体で、事業終了後の精算額が助成決定額を下回った場合、差額を返還していただきます。

※助成対象とならない経費については、助成金の支払いはできません。

13. 助成事業の実績報告

<1> 事業報告

助成事業の終了後 1 週間以内に、以下の書類をメールで当財団へご提出ください。

※a、b は所定のフォーマットを事業終了前にメールで送付いたします。

- a. 事業報告書
- b. 会計報告書（領収書の写しを添付）
- c. 事業実施状況のわかる写真や作成したチラシ等の印刷物、新聞記事等の資料

<2> 事業報告会、ホームページ等での成果報告

社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、「事業報告会」を開催します。採択団体には事業期間の取り組みや実績を発表していただきます。

また、当財団ホームページや SNS で成果を報告させていただくとともに、団体においても情報発信を積極的に行っていただきます。

報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

14. 助成金の返還や関係書類の保存について

<1> 助成金の返還

法令や条例、規則等に違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は、是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取り消しや助成金の返還を求めることがあります。

<2> 関係書類の保存

助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は、事業実施終了後 3 年間の保存が必要です。

15. その他の重要事項

<1> 団体情報の公表

助成対象団体となった場合、団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額等を公表させていただきます。

<2> 個人情報の取り扱い

助成申請書類にご記載いただいた個人情報は、当該事業に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

<3> 提出書類等の返却

提出いただいた書類・資料等は返却いたしませんのでご了承ください。

<4> 当財団からの連絡事項の確認

申請書類の受付から選考、事業期間中、事業報告会終了まで、主にメールで連絡事項を共有します。電話連絡の場合もあります。確認漏れがないよう、迅速にご対応いただきますようお願いいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒830-0048

福岡県久留米市梅満町 563

公益財団法人ちくご川コミュニティ財団

メールアドレス：kurume.ps@c-comfund.com

電話：0942-34-5600（平日午前 9 時 30 分～午後 5 時まで）

FAX：0942-34-5777